

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」中間案に対する意見と県の考え方について

- 1 意見公募期間：令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）まで（30日間）
- 2 意見数：1件
- 3 意見の内容及び意見に対する考え方：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	—
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	—
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	1件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向などと異なるもの。)	—
⑤その他：①～④に該当しないもの。	—
合計	1件

○主な対応状況

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方	最終案該当頁
1	P52、61 第7章 具体的取組と計画目標 2 具体的な取組と計画目標☑ (2) 生活の支援及び(4) 経済的支援☑	母子家庭では手取りが200万から300万の方が多く、養育費ももらえていない。児童扶養手当が満額でない場合は厳しい状況で日々をやりくりしていると思います。ガソリン代や食料品の値上げもあり支出が増えています。支援は年収だけで判断せず、保育費や欠勤時の有給不足なども考慮すべきです。経済的・心理的リスクを軽減するため、ベビーシッターやファミサポ利用時の補助、税金の控除、県独自の金銭的支援が必要です。 また、アンケートをとるなど、声にならない声を拾っていただけるをお願いします。	③	ひとり親の方への経済的支援については、その生活の安定を図り、安心して子育てができるよう、様々な方の意見を聞きながら、支援の充実に取り組んでいきます。 ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	P52、61